

官民連携促進に関する協定

三木市（以下「甲」という。）と株式会社 官民連携事業研究所（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが持つ資源と特長を生かしながら、連携協力し、地域の様々な課題の解決及び地域の持続的な発展を促進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携、協力するものとする。

- （1）官民連携事例の発信に関すること。
- （2）官民連携実施企業の紹介に関すること。
- （3）データベース（PUPPYS）の利便性向上に関すること。
- （4）データベース（PUPPYS）の無償利用に関すること。
- （5）データベース（PUPPYS）の分析情報の提供に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、甲が前条の目的を達成するために必要と認められること。

2 前項各号の連携協力事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙が協議し合意の上決定する。

（機密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、上記の規定にかかわらず、甲及び乙は、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲及び乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日から1か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面により特段の申出が無い場合は、更に1年間本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。また、甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行う。

(経費負担)

第6条 本協定書に基づく活動において生じる経費の負担については、甲及び乙が協議し合意の上決定する。

本協定締結の証として本書を2通作成し、甲乙各自記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年9月19日